

Ⅱ 所得拡大促進税制の見直し【H29年度税制改正点】

【制度の概要】

大企業については法人税額の10%、中小企業者等で20%を上限に給与等支給額の増加額の10%の税額控除をみとめるもの

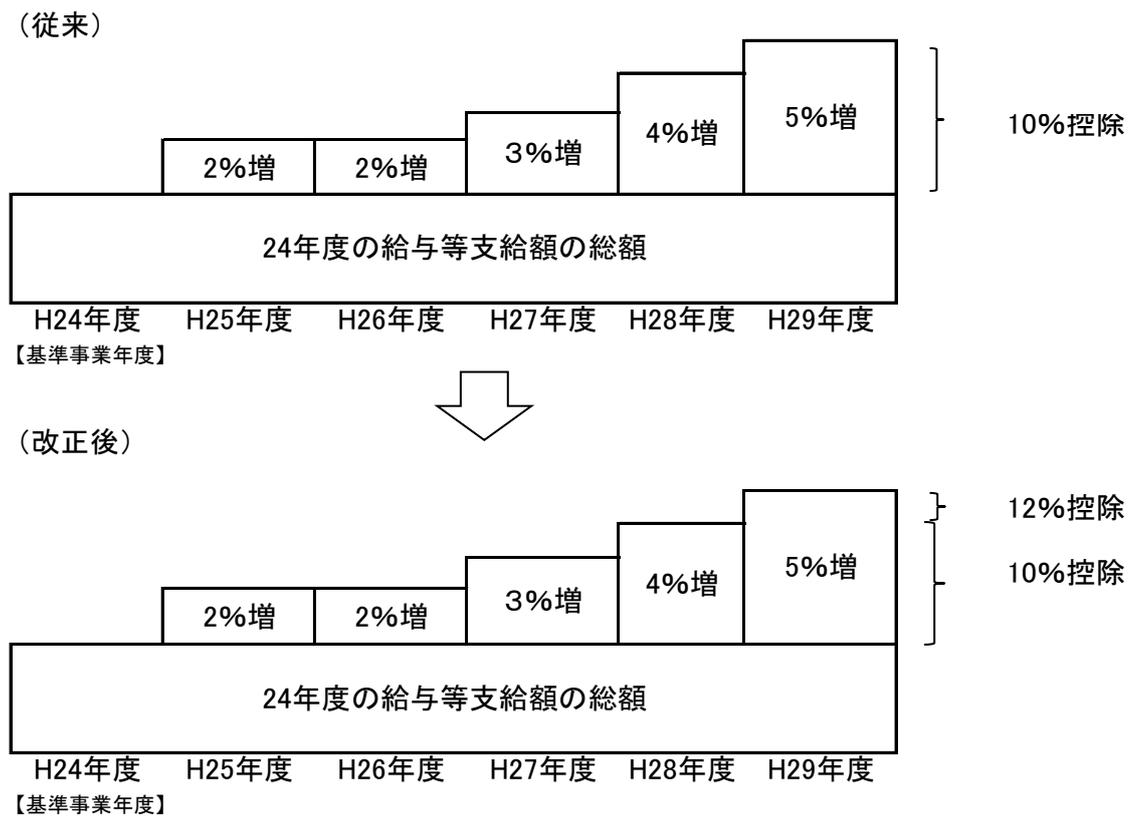
【従来の適用要件】

- ①給与等支給額の総額が基準年度である平成24年度に比べて一定割合(※)以上増加していること。
- ②給与等支給額の総額が前事業年度以上であること
- ③平均給与等支給額が前事業年度を上回ること。

※ここにいう一定割合とは、平成29年度について、大企業が5%、中小企業者等は3%をいう。

- ①上記要件③について、大企業のみ、平成28年度比の増加率が2%以上であることという要件が付された。
- ②大企業について、平成28年度からの増加額部分の税額控除を従来の10%から12%に引上。
- ③中小事業者等については従来の10%が維持されるものの平均給与等支給額平成28年度比の増加率が2%以上となった場合のみ同年度からの増額部分の税額控除を10%から22%に引き上げることとした。

改正点②のイメージ図
(大企業の場合)



II 所得拡大促進税制の見直し【H30年度税制改正点】

①大企業編

改正概要【適用期間:3年間 平成32年度末まで】

	H29年度改正	H30年度改正	
要件	一定以上の賃上げを達成 ①給与等支給額の総額:H24年度より一定以上増加 ②給与等支給額の総額≥前事業年度 ③平均給与ベースの賃上げ率2%以上	一定以上の賃上げと国内設備投資を達成 ①平均給与ベースの賃上げ率3%以上 ②国内設備投資額≥減価償却費の9割	一定以上の賃上げと国内設備投資を達成 ①平均給与ベースの賃上げ率3%以上 ②国内設備投資額≥減価償却費の9割 ③教育訓練費を比較教育訓練費の20%以上増加
税額控除	給与等支給額の H24年度からの増加額の10% (一定の上乗せ措置あり) (法人税額の10%を上限)	給与等支給額の 前年度からの増加額の15% (法人税額の20%を上限)	給与等支給額の 前年度からの増加額の20% (法人税額の20%を上限)

(用語の意味)

	内容
教育訓練費	国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、または向上するための費用で次のものをいう。 ・その法人が教育訓練等を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用 ・他のものに委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費 ・他のものを行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用
比較教育訓練費	前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいう。
国内設備投資額	法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいう。
減価償却費の総額	法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理した金額をいう。

②中小企業編(中小企業は上記①との選択適用)

	H29年度改正	H30年度改正	
要件	一定以上の賃上げを達成 ①給与等支給額の総額:H24年度より一定以上増加 ②給与等支給額の総額≥前事業年度 ③平均給与ベースの賃上げ率0%超	一定以上の賃上げを達成 ①平均給与ベースの賃上げ率1.5%以上	一定以上の賃上げを達成 ①平均給与ベースの賃上げ率2.5%以上 ②次のいずれかの要件を満たすこと ア)教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること イ)その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。
税額控除	給与等支給額の H24年度からの増加額の10% (法人税額の10%を上限) 但し、平均給与ベースで賃上げ率2%以上の場合は22%	給与等支給額の 前年度からの増加額の15% (法人税額の20%を上限)	給与等支給額の 前年度からの増加額の25% (法人税額の20%を上限)

平成30年度改正 ポイント

- 基準年度の廃止
- 平均給与等支給額の計算における継続雇用者の範囲の見直し
→前期中途入社者・当期退職者を継続雇用者の定義から外す。→事務負担の軽減。